

○銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号） 別紙様式第 1 号

改正案	現行
別紙様式第 1 号（第 18 条第 1 項関係）（日本工業規格 A 4） 中 間 業 務 報 告 書 第 期中 年 月 日から 年 月 日まで 株式会社 銀行 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 第 1 ～第 5 （略） （記載上の注意） 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。<u>第 1 条の 8 第 1 項の免許申請書又は法第 53 条第 1 項第 8 号の規定及び第 35 条第 1 項第 3 号若しくは第 3 号の 2 の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</u> 2 ～ 6 （略） （以下略）	別紙様式第 1 号（第 18 条第 1 項関係）（日本工業規格 A 4） 中 間 業 務 報 告 書 第 期中 年 月 日から 年 月 日まで 株式会社 銀行 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 第 1 ～第 5 （略） （記載上の注意） 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2 ～ 6 （略） （以下略）

○銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号） 別紙様式第 1 号の 2

改正案	現行
別紙様式第 1 号の 2（第 18 条第 1 項関係）（日本工業規格 A 4） 中 間 業 務 報 告 書 第 期 中 年 月 日から 年 月 日まで 株式会社 銀行 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 第 1 ～ 第 5 （略） （記載上の注意） 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。<u>第 1 条の 8 第 1 項の免許申請書又は法第 53 条第 1 項第 8 号の規定及び第 35 条第 1 項第 3 号若しくは第 3 号の 2 の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</u> 2 ～ 6 （略） （以下略）	別紙様式第 1 号の 2（第 18 条第 1 項関係）（日本工業規格 A 4） 中 間 業 務 報 告 書 第 期 中 年 月 日から 年 月 日まで 株式会社 銀行 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 第 1 ～ 第 5 （略） （記載上の注意） 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2 ～ 6 （略） （以下略）

○銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号） 別紙様式第 2 号

改正案	現行
別紙様式第 2 号 (第 18 条第 1 項関係) (日本工業規格 A 4) 中間業務報告書 〔年 月 日から 年 月 日まで〕 銀行 支店 年 月 日 金融庁長官 殿 住所 銀行 支店 代 表 者 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 第 1 ～ 第 3 (略) (記載上の注意) 1 法第 47 条第 1 項の規定及び第 28 条第 1 項の規定による免許申請書又は法第 53 条第 1 項第 8 号の規定及び第 35 条第 1 項第 3 号若しくは第 3 号の 2 の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。 2 ～ 4 (略) (以下略)	別紙様式第 2 号 (第 18 条第 1 項関係) (日本工業規格 A 4) 中間業務報告書 〔年 月 日から 年 月 日まで〕 銀行 支店 年 月 日 金融庁長官 殿 住所 銀行 支店 代 表 者 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 第 1 ～ 第 3 (略) (記載上の注意) (新設) 1 ～ 3 (略) (以下略)

○銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号） 別紙様式第 2 号の 2

改正案	現行
別紙様式第 2 号の 2（第 18 条第 1 項関係）（日本工業規格 A 4） 中間業務報告書 〔年 月 日から 年 月 日まで〕 銀行支店 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 銀行 支店 代 表 者 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 第 1 ～第 3 （略） （記載上の注意） 1 法第 47 条第 1 項の規定及び第 28 条第 1 項の規定による免許申請書又は法第 53 条第 1 項の 規定及び第 35 条第 1 項第 3 号若しくは第 3 号の 2 の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せ て記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出 るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載するこ とができる。 2 ～ 4 （略） （以下略）	別紙様式第 2 号の 2（第 18 条第 1 項関係）（日本工業規格 A 4） 中間業務報告書 〔年 月 日から 年 月 日まで〕 銀行支店 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 銀行 支店 代 表 者 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 第 1 ～第 3 （略） （記載上の注意） （新設） 1 ～ 3 （略） （以下略）

○銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号） 別紙様式第3号

改正案	現行
別紙様式第3号（第18条第2項関係）（日本工業規格A4） 業 務 報 告 書 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 株式会社 銀行 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 第1～第5 （略） （記載上の注意） 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。<u>第1条の8第1項の免許申請書又は法第53条第1項第8号の規定及び第35条第1項第3号若しくは第3号の2の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</u> 2～6 （略） 第1 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 事業概況書 1～3 （略） 4 会社役員の略歴及び所有自社株式 （略） （記載上の注意） <u>1 第1条の8第1項の免許申請書又は法第53条第1項第8号の規定及び第35条第1項第3号若しくは第3号の2の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は名称（生年月日又は設立年月日及び住所）」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</u> <u>2～4 （略）</u> （以下略）	別紙様式第3号（第18条第2項関係）（日本工業規格A4） 業 務 報 告 書 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 株式会社 銀行 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 第1～第5 （略） （記載上の注意） 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2～6 （略） 第1 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 事業概況書 1～3 （略） 4 会社役員の略歴及び所有自社株式 （略） （記載上の注意） （新設） <u>1～3 （略）</u> （以下略）

○銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号） 別紙様式第3号の2

改正案	現行
別紙様式第3号の2（第18条第2項関係）（日本工業規格A4） 業 務 報 告 書 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 株式会社 銀行 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 第1～第5 （略） （記載上の注意） 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。<u>第1条の8第1項の免許申請書又は法第53条第1項第8号の規定及び第35条第1項第3号若しくは第3号の2の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</u> 2～6 （略） 第1 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 事業概況書 1～3 （略） 4 会社役員の略歴及び所有自社株式 （略） （記載上の注意） 1 <u>第1条の8第1項の免許申請書又は法第53条第1項第8号の規定及び第35条第1項第3号若しくは第3号の2の規定による届出書に婚姻により氏を改める前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は名称（生年月日又は設立年月日及び住所）」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</u> <u>2～4</u> （略） （以下略）	別紙様式第3号の2（第18条第2項関係）（日本工業規格A4） 業 務 報 告 書 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 株式会社 銀行 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 第1～第5 （略） （記載上の注意） 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2～6 （略） 第1 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 事業概況書 1～3 （略） 4 会社役員の略歴及び所有自社株式 （略） （記載上の注意） （新設） <u>1～3</u> （略） （以下略）

○銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号） 別紙様式第 4 号

改正案	現行
別紙様式第 4 号（第 18 条第 2 項関係）（日本工業規格 A 4） 業 務 報 告 書 （ 年 月 日から 年 月 日まで ） 銀行 支店 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 銀行 支店 代 表 者 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 第 1 ～ 第 3 （略） （記載上の注意） 1 法第 47 条第 1 項の規定及び第 28 条第 1 項の規定による免許申請書又は法第 53 条第 1 第 8 号の規定及び第 35 条第 1 項第 3 号若しくは第 3 号の 2 の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。 2 ～ 4 （略） 第 1 （ 年 月 日から 年 月 日まで ） 事業概況書 1 ～ 3 （略） 4 支店の代表者及び役付職員の略歴 （略） （記載上の注意） 1 法第 47 条第 1 項の規定及び第 28 条第 1 項の規定による免許申請書又は法第 53 条第 1 項第 8 号の規定及び第 35 条第 1 項第 3 号若しくは第 3 号の 2 の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名（生年月日及び住所）」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。 2 法第 7 条第 1 項による取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。 （以下略）	別紙様式第 4 号（第 18 条第 2 項関係）（日本工業規格 A 4） 業 務 報 告 書 （ 年 月 日から 年 月 日まで ） 銀行 支店 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 銀行 支店 代 表 者 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 第 1 ～ 第 3 （略） （記載上の注意） （新設） 1 ～ 3 （略） 第 1 （ 年 月 日から 年 月 日まで ） 事業概況書 1 ～ 3 （略） 4 支店の代表者及び役付職員の略歴 （略） （記載上の注意） 銀行法第 7 条第 1 項による取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。 （以下略）

○銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号） 別紙様式第4号の2

改正案	現行
別紙様式第4号の2（第18条第2項関係）（日本工業規格A4） 業務報告書 〔年 月 日から 年 月 日まで〕 銀行 支店 年 月 日 金融庁長官 殿 住所 銀行 支店 代表者氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 第1～第3 （略） （記載上の注意） 1 法第47条第1項の規定及び第28条第1項の規定による免許申請書又は法第53条第1第8号の規定及び第35条第1項第3号若しくは第3号の2の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。 2～4 （略） 第1〔年 月 日から 年 月 日まで〕事業概況書 1～3 （略） 4 支店の代表者及び役付職員の略歴 （略） （記載上の注意） 1 法第47条第1項の規定及び第28条第1項の規定による免許申請書又は法第53条第1第8号の規定及び第35条第1項第3号若しくは第3号の2の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名（生年月日及び住所）」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。 2 法第7条第1項による取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。 （以下略）	別紙様式第4号の2（第18条第2項関係）（日本工業規格A4） 業務報告書 〔年 月 日から 年 月 日まで〕 銀行 支店 年 月 日 金融庁長官 殿 住所 銀行 支店 代表者氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 第1～第3 （略） （記載上の注意） （新設） 1～3 （略） 第1〔年 月 日から 年 月 日まで〕事業概況書 1～3 （略） 4 支店の代表者及び役付職員の略歴 （略） （記載上の注意） 銀行法第7条第1項による取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。 （以下略）

○銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号） 別紙様式第 5 号

改正案	現行
別紙様式第 5 号（第 18 条第 3 項関係）（日本工業規格 A 4） 中間連結業務報告書 〔年 月 日から〕 〔年 月 日まで〕 株式会社銀行 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 株式会社銀行 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 第 1、第 2 （略） （記載上の注意） 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。<u>第 1 条の 8 第 1 項の免許申請書又は法第 53 条第 1 項第 8 号の規定及び第 35 条第 1 項第 3 号若しくは第 3 号の 2 の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</u> 2 ～ 5 （略） （以下略）	別紙様式第 5 号（第 18 条第 3 項関係）（日本工業規格 A 4） 中間連結業務報告書 〔年 月 日から〕 〔年 月 日まで〕 株式会社銀行 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 株式会社銀行 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 第 1、第 2 （略） （記載上の注意） 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2 ～ 5 （略） （以下略）

○銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号） 別紙様式第 5 号の 2

改正案	現行
別紙様式第 5 号の 2（第 18 条第 4 項関係）（日本工業規格 A 4） 連 結 業 務 報 告 書 年 月 日から 年 月 日まで 株式会社 銀行 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 第 1、第 2 （略） （記載上の注意） 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。<u>第 1 条の 8 第 1 項の免許申請書又は法第 53 条第 1 項第 8 号の規定及び第 35 条第 1 項第 3 号若しくは第 3 号の 2 の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</u> 2 ～ 4 （略） （以下略）	別紙様式第 5 号の 2（第 18 条第 4 項関係）（日本工業規格 A 4） 連 結 業 務 報 告 書 年 月 日から 年 月 日まで 株式会社 銀行 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 第 1、第 2 （略） （記載上の注意） 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2 ～ 4 （略） （以下略）

○銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号） 別紙様式第 11 号

改正案	現行
別紙様式第 11 号（第 34 条の 24 第 1 項関係） （日本工業規格 A 4） 中 間 業 務 報 告 書 第 期中 年 月 日から 年 月 日まで 銀 行 持 株 会 社 名 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 第 1、第 2 （略） （記載上の注意） 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。<u>第 34 条の 10 の認可申請書又は法第 53 条第 3 項第 9 号の規定及び第 35 条第 3 項第 3 号若しくは第 3 号の 2 の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</u> 2 ～ 5 （略） （以下略）	別紙様式第 11 号（第 34 条の 24 第 1 項関係） （日本工業規格 A 4） 中 間 業 務 報 告 書 第 期中 年 月 日から 年 月 日まで 銀 行 持 株 会 社 名 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 第 1、第 2 （略） （記載上の注意） 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2 ～ 5 （略） （以下略）

○銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号） 別紙様式第 12 号

改正案	現行
別紙様式第 12 号（第 34 条の 24 第 2 項関係）（日本工業規格 A 4） 業 務 報 告 書 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 銀 行 持 株 会 社 名 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 第 1、第 2 （略） （記載上の注意） 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。<u>第 34 条の 10 の認可申請書又は法第 53 条第 3 項第 9 号の規定及び第 35 条第 3 項第 3 号若しくは第 3 号の 2 の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</u> 2 ～ 5 （略） 第 1 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 事業概況書 1 ～ 3 （略） 4 会社役員の略歴及び所有自社株式 （略） （記載上の注意） 1 <u>第 34 条の 10 の認可申請書又は法第 53 条第 3 項第 9 号の規定及び第 35 条第 3 項第 3 号若しくは第 3 号の 2 の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は名称（生年月日及び設立年月日及び住所）」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</u> <u>2 ～ 4</u> （略） （以下略）	別紙様式第 12 号（第 34 条の 24 第 2 項関係）（日本工業規格 A 4） 業 務 報 告 書 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 銀 行 持 株 会 社 名 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 第 1、第 2 （略） （記載上の注意） 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2 ～ 5 （略） 第 1 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 事業概況書 1 ～ 3 （略） 4 会社役員の略歴及び所有自社株式 （略） （記載上の注意） （新設） <u>1 ～ 3</u> （略） （以下略）

○銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号） 別紙様式第 20 号

改正案	現行
別紙様式第 20 号（第 34 条の 78 関係） （日本工業規格 A 4） 年 月 日提出 業務に関する報告書 年 月 日から 第 期 年 月 日まで 金融庁長官 殿 提出者（郵便番号） 所在地 電話番号（ ） — 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名 印 目 次 1 ～ 13 （略） （記載上の注意） <u>1 法第 52 条の 63 第 1 項の指定申請書又は法第 52 条の 78 第 1 項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</u> <u>2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。</u> 1 ～ 4 （略） 5 役員の氏名等 （略） （記載上の注意） <u>1 法第 52 条の 63 第 1 項の指定申請書又は法第 52 条の 78 第 1 項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</u> <u>2 ～ 4</u> （略） 6 （略） 7 役員の兼職状況 （略） （記載上の注意） <u>1 法第 52 条の 63 第 1 項の指定申請書又は法第 52 条の 78 第 1 項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</u>	別紙様式第 20 号（第 34 条の 78 関係） （日本工業規格 A 4） 年 月 日提出 業務に関する報告書 年 月 日から 第 期 年 月 日まで 金融庁長官 殿 提出者（郵便番号） 所在地 電話番号（ ） — 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名 印 目 次 1 ～ 13 （略） （記載上の注意） <u>この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。</u> 1 ～ 4 （略） 5 役員の氏名等 （略） （記載上の注意） （新設） <u>1 ～ 3</u> （略） 6 （略） 7 役員の兼職状況 （略） （記載上の注意） （新設）

○銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号） 別紙様式第 20 号

改正案	現行
<u>2</u> ～ <u>4</u> （略） （以下略）	<u>1</u> ～ <u>3</u> （略） （以下略）